

# 函館市立亀田中学校 危機管理マニュアル

## 【熱中症】

(令和7年7月改訂版)



# 1 予防措置

## (1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行う**とともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

WBGT/気温	～24℃	24～28℃	28～31℃	31～35℃	35℃～
31～ (危険)	△：軽運動	×：原則中止	×：原則中止	×：原則中止	×：原則中止
28～31 (嚴重警戒)	△：水分休憩	△：軽運動	△：軽運動	△：短縮中止	×：原則中止
25～28 (警戒)	○：通常活動	△：水分休憩	△：軽運動	△：短縮中止	×：原則中止
21～25 (注意)	○：通常活動	△：水分休憩	△：軽運動	△：短縮中止	×：原則中止
～21 (安全)	○：通常活動	○：通常活動	○：通常活動	△：軽運動	×：原則中止

凡例

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

- ・ ○：通常活動可。
- ・ △：水分補給。運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
- ・ △：軽運動。積極的に休憩を取り、水分・塩分を補給する。激しい運動は 30 分おきに休憩をとる。  
暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
- ・ △：短縮中止。激しい運動は避ける。10～20 分おきに休憩をとり、水分・塩分を補給する。  
暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
- ・ ×：原則中止。特別の場合以外は運動を中止する。

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、教頭・主幹および養護教諭が全教職員と C4 + h を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

### ■ 予防措置としての放課後活動・集会等の中止判断および通知手順

- ・ 中止判断の基準 暑さ指数 (WBGT) が「嚴重警戒」の日が複数日連続している場合  
生徒の疲労度や体調面でのリスクが高いと判断される場合
- ・ 決定権者 校長が総合的に判断し、中止の可否を決定する。
- ・ 対象活動 放課後活動 多人数による集会 (例：学年集会、運動部練習、大人数での文化活動等)
- ・ 情報共有 校長は、中止の判断を部活動担当・教務・養護教諭と速やかに共有する。
- ・ 通知方法 教頭または主幹が、生徒および保護者へ中止を通知する。  
通知は tetoru を用い、全家庭へ一斉配信する。

## 「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

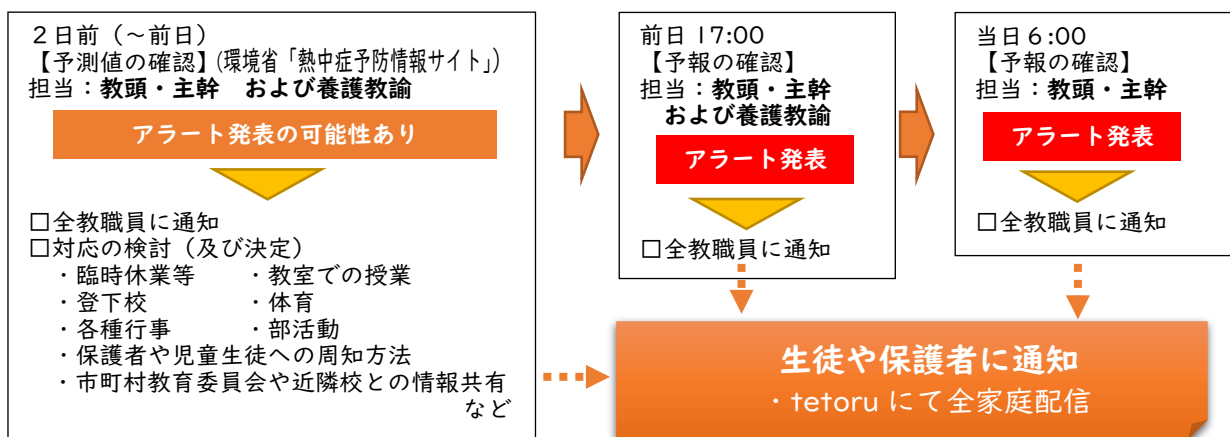
◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、臨時休業の実施を検討します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

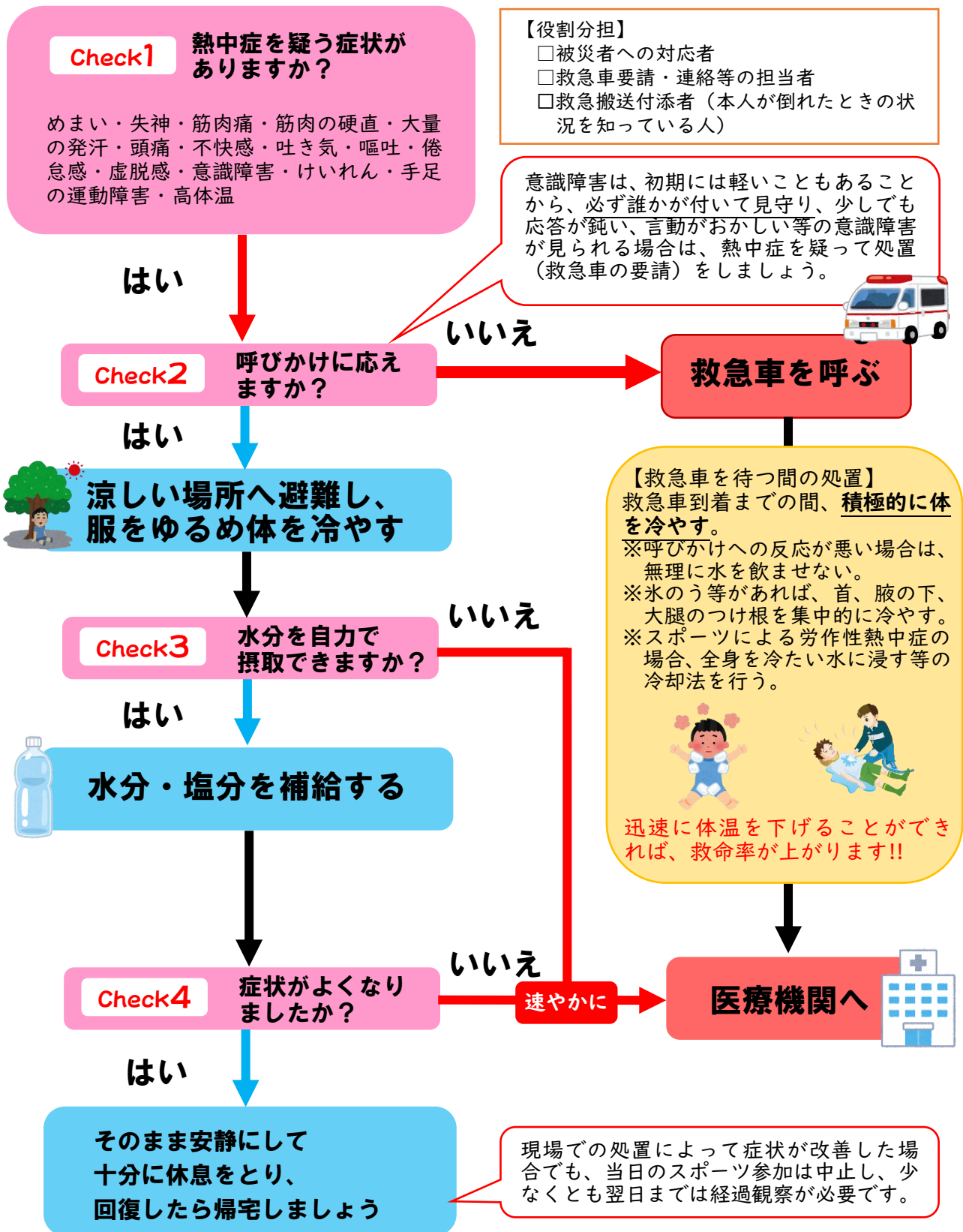
- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）（臨時休業）
- 第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
  - (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
  - (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
- （臨時休業の報告）
- 第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

## 学校における対応



- ◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。
- ※ 毎朝7：00に暑さ指数を計測、3時間おきに確認を行う。（教頭・主幹・養護教諭）

## 2 熱中症への救急処置



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)  
「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)  
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))